



<参考>様式第4号  
豊明市議会議長 殿

平成30年9月28日

### 研修会・講演会等参加報告書

議員名 山盛 さちえ

平成30年度豊明市議会政務活動費にて下記の研修に参加しましたので報告します。

日付	研修先	研修項目及び成果等
平成30年9月1日	イーブルなごや (旧女性会館)	自治体議員決算学習会 (詳細は別紙)

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

## 平成30年度政務活動費による研修の報告書

平成30年度9月28日

報告者：山盛さちえ

研修項目：17年度決算をどう読むか

講師：公益財団法人地方自治体総合研究所 菅原敏夫氏

研修日：平成30年9月1日 10時～17時

研修会場：イーブルなごや（旧女性会館）

参加費：6000円

交通費：請求なし

参加自治体：豊明市、日進市、東郷町、みよし市、常滑市、碧南市、愛西市、豊橋市、西尾市

### ◆ 主な内容

決算カード、健全化判断比率、財務書類などを使用し、参加自治体が事前に提出した資料などをもとに、財政状況や特徴などを発表し、参加者間で意見交換を行った。また、その都度、講師からコメントをいただいた。

参加自治体の決算状況等については報告を控える。

### ◆ 学んだこと

全般について

今回の決算は「歴史的な転換期」であり、これまでと効果が違う。

①これまでの決算の否認は支出の効果に影響を与えないばかりか、市長が責任を問われることはなかった。今度の決算からは少なくとも説明責任が問われる。決算認定に関する議案が否決された場合、当該議決を踏まえて「必要と認める措置」を講じたときは、速やかに、その内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならないものとされた。

「必要と認める措置」と判断するのは長なので、抜け道はあるが、抜け道をふさぐのは議会の力。今後は、議会の追求力も問われることとなる。

②今度の自治法改正はトップが責任をとる仕組みが取り入れられていない。そして責任をとるべき収入役はすでに存在しておらず、会計管理者という、責任をとることのできない職員をポストに就けたために、組織のコンプライアンスは脆弱となった。

③議選監査委員の廃止論があるが、監査委員は会計監査や住民監査請求への対応に限られるのでない。行政の業績、役所の仕組みの監視・監督こそ、議会が最重要とされる分野である。

時々来る代表監査に行政の様々な制度、日々行われている行政の実態がわかるはずはない。議選監査委員の問題点は議員の資質を発揮しない議員が監査委員になってしまうことにある。役に立つ立たないは、制度の問題ではなく、人の選び方にある。

#### 自治体決算と財務書類について

「原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を全ての地方公共団体において作成して、予算編成等に積極的に活用するよう要請」の3年間の過ぎ、2017年度までの財務書類が整ったはずの時点に今はいる。ところが決算認定後、日々仕分け方式で処理する自治体が少く、ほとんどの自治体が期末一括処理するため、議会の決算審査に間に合っていない。

これでは活用しないと決めているようなもので、結構な費用と人をつけながらもつたいないとしか言いようがない。

財務書類の見方についても学んだ。これが役立つ日が来ることを望む。

#### 実質公債費比率について

都道府県の平均値は11.9%、市区町村は6.9%、15年度決算は都道府県平均12.7%、市区町村平均7.4%であり、0.5ポイント低下した。全国的に数字は良くなっているようだが、これを見ると本市のマイナス0.3は、極めて良好な状況といえる。

#### 将来負担比率について

都道府県の平均値は173.4%、市区町村は34.5% (15年度決算:都道府県平均175.6%、市区町村平均38.9%)であり、15年度決算も同じ。これを見ると本市のマイナス21.3%は、非常によい結果と言える。

#### ◆ 最後に

学習会で学んだことを参考に、3日間開催された決算審査に臨んだ。

委員会では、◎財務4表の公表を決算に間に合わせること

◎固定資産台帳と財産目録を一致させること

◎県内自治体と比較し、低い収納率を上げること

◎臨時財政対策債の発行が将来に与える影響を十分認識し財政運営すること

◎予算執行後の成果や効果をしっかり検証すること

◎次年度予算編成に向けて、成果の上がっていないものは改善点をつかむことなどを中心に審査し、市政改革の会は、平成29年度一般会計、全特別会計を認定した。

以上